

構造計算適合性判定手数料改定のお知らせ

長野県建築住宅センターでは、昨今の人件費の高騰を踏まえ長野県手数料条例との整合を考慮し、構造計算適合性判定手数料を下表のとおり改定しますので、予めお知らせします。

構造計算適合性判定業務につきましては、改定後も引続き長野県建築住宅センターをご利用いただきますようお願い申し上げます。

構造計算適合性判定手数料

上段赤字部分が改定後の手数料額

構造計算床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラム によって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によ って行われたもの
1,000 ㎡以内のもの	110,000 円 100,000 円	170,000 円 150,000 円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内 のもの	140,000 円 120,000 円	240,000 円 210,000 円
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内 のもの	160,000 円 140,000 円	280,000 円 250,000 円
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内 のもの	210,000 円 180,000 円	370,000 円 320,000 円
50,000 ㎡を超えるもの	380,000 円 320,000 円	710,000 円 610,000 円

備考

この表の構造計算床面積の合計は、一の建築物ごとに算定します。この場合に、当該一の建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の二以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

なお、構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計は、次に掲げるところにより算定します。

- ① 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（②及び③に掲げる場合を除く。）
当該建築物において構造計算適合性判定を行う部分の床面積
- ② 判定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（③に掲げる場合を除く。）
当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を行う部分（床面積が増加する場合にあつては、当該増加に伴い構造計算適合性判定を行う部分のうち、増加する部分の床面積を除く。）の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- ③ 建築物を移転し、又は確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合
当該移転に伴い構造計算適合性判定を行う部分の床面積の2分の1